

## 議案第4号

### 損害賠償の額を定めること及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により次の車両事故に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、議会の議決を求める。

- 1 事故発生日時 令和8年2月12日 午前10時20分頃
- 2 事故発生場所 富津市内
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、市車両を停車しようとしたところ、ブレーキペダルとアクセルペダルを踏み間違えたことにより前進し、市車両前方部が相手方所有の自動車後方部及び物置軒柱に接触し、押し出された同自動車の前方部が農機具前方部に接触した。
- 5 損害賠償額及び和解の内容
  - (1) 過失割合は、市100% 相手方0%とする。
  - (2) 市は相手方に対し、1,001,082円を支払う。
  - (3) 市及び相手方は、裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしない。

令和8年6月9日提出

富津市長 高橋 恭市

### 提案理由

令和8年2月12日に発生した車両事故について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。